



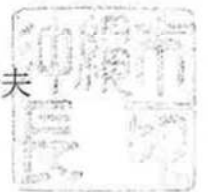
沖縄市告示第 **216** 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定より、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年**12**月**26**日

沖縄市

上記代表者 沖縄市長 桑 江 朝千夫



1 都市計画の種類

- (1) 中部広域都市計画公園 5・5・沖2号 こどもの国公園
- (2) 中部広域都市計画用途地域 県道74号線沿道地区 他7地区
- (3) 中部広域都市計画準防火地域 中央地区 他1地区
- (4) 中部広域都市計画特別用途地区 大規模集客施設制限地区

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 胡屋五丁目、胡屋六丁目、北中城村字島袋
- (2) ～ (4) 知花一丁目、知花二丁目、知花四丁目、知花五丁目、嘉間良三丁目、中央三丁目、字山里、山里二丁目、胡屋六丁目、美里五丁目

3 都市計画の縦覧場所

沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当